

13 . サンフランシスコ講和条約と日米安保条約

・ 占領の終了

1945年の終戦後から始まったGHQによる占領統治は、ポツダム宣言によれば「民主主義・平和主義・人権の尊重という秩序が建設され、日本の戦争遂行能力が完全に破壊されることが確認されるまで」と定義されていた（ポツダム宣言第7項、20ページ参照）。従って、新たな憲法が施行され（1947年5月3日）また新たな憲法に基いた議会政治が始動しはじめたことは、つまりGHQが日本における占領統治を終わらせなければならないことを意味していた。

占領開始から約5年が経過した1950年6月25日には朝鮮戦争が勃発し、朝鮮戦争の指揮をめぐり大統領トルーマンと対立したマッカーサーは、1951年4月11日更迭され、16日帰国の途に就いた。

こうした流れの中で、日本の主権回復は、連合国と講和条約を締結したうえで、その発効日をもって為されるということに決定した。

・ サンフランシスコ講和条約

1951年9月8日、アメリカ・サンフランシスコ市にて日本と連合国との間で講和条約が結ばれた。これが、「日本国との平和条約（Treaty of peace with Japan）」、通称サンフランシスコ講和条約（または平和条約）である。第1条には、「(a)日本国と各連合国との間戦争状態は、第二十三条の定めるところによりこの条約が日本国と当該連合国との間に効力を生ずる日に終了する。(b)連合国は、日本国及びその領水に対する日本国民の完全な主権を承認する。」とあり、この規定に基き1952年4月28日、日本と連合国との戦争状態は終了し、日本は主権を回復しGHQの占領統治は終焉を迎えた。

・ (旧)日米安全保障条約

サンフランシスコ講和条約の調印に伴い、日本は主権を回復したため、条約発効後には占領軍は国内から去ることとなっていた。しかし、1949年の中華人民共和国成立、1950年の朝鮮戦争勃発により、日本はアジアにおける西側諸国（特にアメリカ）にとって、戦略的に重要な地点となっていた。また、西側陣営に組み込まれた日本にとっては、中国・ソ連といった東側諸国が近くにある状況で、憲法9条に基き軍備を一切持たないことは国防上の問題であるとされた。

ここに日米の思惑が一致し、1951年9月8日、サンフランシスコ講和条約調印の直後に結ばれた条約が（旧）日米安全保障条約である（同条約は1960年に改定されたので識別のため「旧」を付ける）。

この条約により、アメリカは軍隊を日本に駐留でき、日本は防衛のための過剰な実力を配備する必要がなくなった（軍備に殆ど投資せず経済を優先したことは日本の復興に貢献したと言えよう）。

・ (参考)旧日米安全保障条約 前文

平和条約は、日本国が主権国として集団的安全保障取極を締結する権利を有することを承認し、さらに、国際連合憲章は、すべての国が個別的及び集団的自衛の固有の権利を有することを承認している。

これらの権利の行使として、日本国は、その防衛のため（中略）アメリカ合衆国がその軍隊を維持することを希望する。

アメリカ合衆国は、平和と安全のために、現在、若干の自国軍隊を日本国内及びその附近に維持する意思がある。但し、アメリカ合衆国は、日本国が、攻撃的な脅威となり又は国際連合憲章の目的及び原則に従って平和と安全を増進すること以外に用いられべき軍備をもつことを常に避けつつ（中略）自国の防衛のため漸増的に自ら責任を負うことを期待する。